

## 標準処理期間の未設定理由

番号 3

|           |                   |
|-----------|-------------------|
| 処 分 名     | 景観協定の認可           |
| 根 拠 法 令 名 | 景観法(平成16年法律第110号) |
| 条 項       | 第83条              |
| 所 管 課     | 市街地整備課            |

【標準処理期間を未設定とした理由】

過去に申請実績がなく、審査基準及び標準処理期間を設定する実益がないため。